



総 コ 推 第 4 4 9 号  
令和4年（2022年）10月24日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 塚 本 勝 俊 様

枚方市長 伏 見 隆 

諮問第648号

### 個人住民税事務に係る特定個人情報ファイルの評価書について（諮問）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」といいます。）第27条第1項及び第2項の規定に基づき定められた特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「規則」といいます。）第7条第4項の規定に基づき、個人住民税事務に係る特定個人情報ファイルの評価書について意見を聴きたいので、枚方市附属機関条例第1条第2項の規定により諮問します。

### 記

#### 1 目 的

本市では、個人住民税事務において法第2条第9項の特定個人情報ファイルを保有しており、特定個人情報保護評価を実施しています。

特定個人情報保護評価については、規則第15条及び特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）において、5年ごとに評価を再実施することとされており、今般、前回の評価実施から5年が経過したため、同条の規定により、当該事務について、再び特定個人情報保護評価を実施します。

地方公共団体の機関は、法第28条第1項の規定により、同項各号に掲げる事項を評価した結果を記載した評価書を公示し、広く市民の意見を求める（以下「意見公募」といいます。）とともに、規則第7条第4項の規定により、意見公募により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行い、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関の意見を聴くものとされています。

このたび、個人住民税事務に係る特定個人情報ファイルの評価書を作成するとともに、意見公募を完了しましたので、当該評価書について、次の2つの観点から意見を求めます。

- ① 特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。
- ② 特定個人情報保護評価指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。

#### 2 特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を聴く評価書 別添のとおり

#### 3 関係規定の条文 別紙のとおり

## 規則第15条

(一定期間経過後の特定個人情報保護評価)

第15条 行政機関の長等は、指針で定めるところにより、第5条第2項の規定による公表をした日、第6条第3項の規定による公表をした日、第7条第6項の規定による公表をした日又は法第28条第4項の規定による公表をした日（第8条の規定による公表をした場合は、同条の規定による公表をした日）から一定期間を経過するごとに、それぞれの規定による公表をした基礎項目評価書、重点項目評価書又は法第28条第1項に規定する評価書に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、再び特定個人情報保護評価を実施するよう努めるものとする。

## 特定個人情報保護評価指針

第6 特定個人情報保護評価の実施時期

2 新規保有時以外

(4) 一定期間経過

評価実施機関は、規則第15条の規定に基づき、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努めるものとする。

## 法第28条第1項

(特定個人情報保護評価)

第28条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- (1) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
- (2) 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
- (3) 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
- (4) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要
- (5) 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等の方式
- (6) 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置
- (7) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

## 規則第7条第4項

(地方公共団体等による評価)

第7条第4項 第1項前段及び第2項の場合において、地方公共団体等は、これらの規定により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学

識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第11条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

個人住民税事務における特定個人情報保護評価書（再実施分）（案）」のパブリックコメントについて（結果公表）

個人住民税事務における「特定個人情報保護評価書（再実施分）（案）」についてのパブリックコメントにつきまして、市民の皆さまからご意見をいただきありがとうございました。お寄せいただきましたご意見の概要とご意見に対する本市の考え方を以下のとおり公表します。

① 意見募集期間及び意見の状況

意見募集期間	令和4年9月1日～令和4年9月30日
意見提出者数	1名（個人 内訳：回収箱1名）
公表意見数	1件

② 意見の内容

ご意見	枚方市の考え方
1. 個人情報保護全般不安である。職員教育が十分か不安。この中にどういう教育をしているか記述がほとんどない。市民が知りたいのはここなのでもっとこういう情報を公開してほしい。	「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン」及び「枚方市保有個人情報の安全管理に関する基準」の各規定に基づき職員教育（研修）を実施することで、特定個人情報及び個人情報の取扱いについて安心・安全な利用を徹底しています。 評価書の形式や記載方法については、評価書の記載要領に基づき作成している為、評価で修正は行いませんが、今後も個人情報に対する取扱いを十分に注意し事務に取り組んでまいります。

③ 個人住民税事務に係る「特定個人情報保護評価書」（素案）への反映

原案どおりとします。

# 「個人住民税事務における特定個人情報保護評価書」 (再実施分)【案】の概要

市民生活部 税務室 市民税課

## 1. 特定個人情報保護評価とは

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイル（個人番号を含む個人情報の集合物）の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、「特定個人情報保護評価書」においてその内容を公表する手続です。

本市が特定個人情報ファイルを保有する個人住民税に関する事務については、対象となる市民の人数等から個人情報保護委員会が定める基準により判断すると、最も厳格な手続が定められた全項目評価の実施が義務付けられています。

また、当該評価の実施後、特定個人情報ファイルの取扱い等について重要な変更を加える場合は、評価を再実施する必要があるとあり、重要な変更がなくても、1年ごとに評価書記載事項の確認・修正を行い、5年ごとに評価を再実施する必要があります。

## 2. 個人住民税事務における特定個人情報保護評価の再実施

今回、前回の評価実施から5年が経過することに伴い、国の基準に基づき、下表のとおり特定個人情報保護評価（全項目評価）を再実施するものです。

時期	再実施内容
令和4年9月1日～ 令和4年9月30日	「個人住民税事務における特定個人情報保護評価書（案）」について、市民の皆様からご意見を募集
令和4年10月	枚方市情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検の実施
令和4年11月(予定)	個人情報保護委員会へ評価書を提出し公表

## 3. 「個人住民税事務における特定個人情報保護評価書（案）」の内容

### I. 基本事項

特定個人情報保護評価の対象となる事務の名称及び内容、当該事務において使用するシステムの名称及び機能、当該事務において使用する特定個人情報ファイルの名称及び保有する必要性等について記載しています。

変更点：①番号法の改正による第19条各号の号ずれを修正 P7

(第4号以下が1号ずつ繰下げ)

②機構改革による課名等の修正 P7

## II.特定個人情報ファイルの概要

特定個人情報ファイルに記録される対象人数・記録される項目・使用者数、特定個人情報ファイルの委託の有無等、特定個人情報保護評価の対象となる事務において取り扱う特定個人情報ファイルの概要を記録しています。

変更点：①機構改革に伴う課名等の修正 P9,10,11,19

②特定個人情報の入手の時期・頻度のうち、年金の特別徴収対象者部分を修正

③番号法の改正による同法第19条各号の号ずれを修正 P11,17,18,19

④特定個人情報の使用方法のうち、通知事務を削除 P11

⑤委託業務のうち、個人住民税納税通知書等の作成及び封入・封緘業務を削除 P13

⑥eLTAXの運営主体を修正 P14

## III.特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセス（情報の入手、使用、委託、提供・移転、保管・消去）において想定されるリスクとその対策について記載しています。

変更点：①通知カードの廃止による文言の修正 P27

②番号法の改正による同法第19条各号の号ずれを修正 P34

## IV.その他のリスク対策

Ⅲに記載するリスク対策以外のリスク対策（監査、職員に対する教育・啓発）について記載しています。

変更点：委託業者と取り交わす書類名を「特定個人情報保護に関する覚書」から「特定個人情報保護に関する特記仕様書」に変更 P40

## V.開示請求、問合せ

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等について記載しています。

変更点：機構改革による課名の修正 P41

## VI.評価実施手続

市民からの意見の聴取及び第三者点検の方法等について記載しています。

変更点：パブリックコメントの実施日等を最新のものに変更 P42

## 巻末.変更箇所

上記の項目の記載内容の変更について、変更日、変更前・変更後の記載内容等を一覧で記載しています。

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	枚方市 個人住民税事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、個人住民税事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

枚方市長

## 公表日

[平成31年1月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税事務
②事務の概要	<p>地方税法及び地方税法に基づく条例に従い、以下の個人住民税事務を行う。</p> <p>1. 賦課事務 納税者、税務署及び給与・年金の支払者より收受した「市・府民税申告書」「給与支払報告書」「年金支払報告書」「確定申告書」等の課税資料を元に、個人住民税の賦課を行う。また、修正を伴う課税資料を收受した場合や、扶養状況の調査を行った結果等に基づき、賦課決定内容の更正を行う。</p> <p>2. 通知事務 事業所に対し特別徴収税額通知にて、個人に対し個人住民税納税通知書にて税額の通知を行う。また、賦課決定内容に変更が生じた際、事業所、個人に対し変更・決定内容を通知する。</p> <p>3. 情報照会・提供事務 庁内関係部署、他自治体等関係機関と課税状況等の情報照会・提供事務を行う。</p> <p>4. 証明発行事務 納税者等からの申請により、賦課情報に基づく市・府民税課税証明書を発行する。</p>
③システムの名称	税総合システム、個人住民税ファイリングシステム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、中間サーバ、庁内連携システム、自動交付システム、eLTAXシステム、国税連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第1の16の項</p> <p>・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の9の項</p> <p>・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の27の項</p> <p>・同法第9条第5項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p> <p>以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【照会】 ・番号法別表第2の27の項</p> <p>【提供】 ・同表の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項</p> <p>・番号法第19条第8号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	



①部署	枚方市 市民生活部 税務室 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
特に無し	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 市民生活部 税務室 市民税課 072-841-1353

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上    2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり    2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第9条(利用範囲) 第1項 別表第一(16項) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は</p> <p>地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの</p> <p>※番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p> <p>以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第1の16の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条)</p> <p>・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の9の項(同条例施行規則第10条)</p> <p>・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の27の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条)</p> <p>・同法第9条第5項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p> <p>以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I 関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第19条(特定個人情報の提供の制限) 第7号  &lt;別表第二における情報提供の根拠&gt;  (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」  が含まれる項):  1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、  48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、  92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項</p> <p>&lt;別表第二における情報照会の根拠&gt;  (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に  関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの)</p>	<p>【照会】</p> <p>・番号法別表第2の27の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条)</p> <p>【提供】</p> <p>・同表の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、31、35、37、38、42、48、54、57、61、62、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、116、119の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の2、23条、24条、25条、26条の3、28条、31条、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3)</p> <p>・同表の29、34、39、40、58、59、71、115の項</p> <p>・番号法第19条第8号</p>	事前	
平成29年7月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における関連部署 ②所属長	門田 豊	岩崎 修二	事後	
平成29年7月13日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年7月13日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	I 関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法別表第2の27の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条)</li> </ul> <p>【提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同表の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、31、35、37、38、42、48、54、57、61、62、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、116、119の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の2、23条、24条、25条、26条の3、28条、31条、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3)</li> <li>同表の29、34、39、40、58、59、71、115の項</li> <li>番号法第19条第8号</li> </ul>	<p>【照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法別表第2の27の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条)</li> </ul> <p>【提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同表の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、116、119の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の2、22条の3、23条、24条、24条の3、24条の4、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3)</li> <li>同表の29、71、115の項</li> <li>番号法第19条第8号</li> </ul>	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における関連部署 ②所属長の役職名	岩崎 修二	市民税課長	事後	
平成31年3月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査		1. 基礎項目評価書及び全項目評価書 2. 十分である 3. 十分である 4. 十分である 5. 十分である 6. 十分である 7. 十分である 8. ○自己点検、○内部監査 9. 十分である	事後	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第1の16の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条)</li> <li>・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の9の項(同条例施行規則第10条)</li> <li>・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の27の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条)</li> <li>・同法第9条第5項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第1の16の項</li> <li>・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の9の項</li> <li>・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の27の項</li> <li>・同法第9条第5項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</li> </ul> <p>以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第2の27の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条)  【提供】 ・同表の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、116、119の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の3、24条の4、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3) ・同表の29、71、115の項 ・番号法第19条第8号	【照会】 ・番号法別表第2の27の項  【提供】 ・同表の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 ・番号法第19条第8号	事後	
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	枚方市役所 財務部 税務室 市民税課	枚方市 市民生活部 税務室 市民税課	事後	
	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294	事後	
	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 財務部 税務室 市民税課	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 市民生活部 税務室 市民税課 072-841-1353	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和4年8月1日時点	事後	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和4年8月1日時点	事後	

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	枚方市 個人住民税事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、個人住民税事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

枚方市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税事務
②事務の内容 ※	<p>地方税法及び地方税法に基づく条例に従い、以下の個人住民税事務を行う。</p> <p>1. 賦課事務 納税者、税務署及び給与・年金の支払者より收受した「市・府民税申告書」「給与支払報告書」「年金支払報告書」「確定申告書」等の課税資料を元に、個人住民税の賦課を行う。また、修正を伴う課税資料を收受した場合や、扶養状況の調査を行った結果等に基づき、賦課決定内容の更正を行う。</p> <p>2. 通知事務 事業所に対し特別徴収税額通知にて、個人に対し個人住民税納税通知書にて税額の通知を行う。また、賦課決定内容に変更が生じた際、事業所、個人に対し変更・決定内容を通知する。</p> <p>3. 情報照会・提供事務 庁内関係部署、他自治体等関係機関と課税状況等の情報照会・提供事務を行う。</p> <p>4. 証明発行事務 納税者等からの申請により、賦課情報に基づく市・府民税課税証明書を発行する。</p> <p>※詳細は別添1「事務の内容」を参照。</p>
③対象人数	<p>[ 30万人以上 ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税総合システム
②システムの機能	<p>【宛名システム】</p> <p>1. 宛名情報管理機能 住民登録者、住民登録外者及び事業所の住所・氏名(名称)・送付先等の宛名情報を管理する。</p> <p>【個人住民税システム】</p> <p>1. 資料入力・照会機能 各種課税資料の入力、照会を行う。</p> <p>2. 賦課入力・照会機能 賦課情報の入力、照会を行う。</p> <p>3. 帳票発行機能 特別徴収通知、普通徴収通知等を作成、発行を行う。</p> <p>4. 情報連携機能 賦課情報等の連携ファイルを作成する。</p> <p>【収納システム】</p> <p>1. 個人住民税システムから連携された賦課決定・更正情報を取り込む。</p> <p>2. 納税義務者・特別徴収事業所が納付・納入した収納情報を入手し、収納システムに取り込む。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等                                      [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 個人住民税ファイリングシステム、自動交付システム )</p>
システム2～5	

システム2	
①システムの名称	個人住民税ファイリングシステム
②システムの機能	1. イメージ生成機能 個人住民税システムから課税資料の電子データを受取り、課税資料のイメージ生成を行う。 2. イメージ検索機能 課税資料の資料番号や宛名番号等をもとに対象者の課税資料イメージの検索を行う。 3. アノテーション機能 イメージにマーカ、メモ、スタンプ、付箋等を添付する。 4. 他市回送資料出力機能 個人住民税システムから他市回送の対象となるデータを受取り、紙またはイメージデータの一括出力を行う。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム [ ] その他 ( )
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)
②システムの機能	1. 宛名情報管理機能 統一識別番号が未登録の個人に対して統一識別番号を付番する。宛名情報を統一識別番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。中間サーバー、既存業務システム等の要求に基づき、個人番号や統一識別番号に紐付く宛名情報を通知する。 2. 情報照会機能 中間サーバーを通して他機関への情報照会要求を行い、照会結果を通知する。 3. 情報提供機能 他機関へ提供する特定個人情報(連携対象)を中間サーバーへ連携する。 4. 符号要求機能 情報連携の際に個人の識別子として用いる符号の取得要求を、既存住基システムや住基ゲートウェイに送信する。 5. 権限管理機能 団体内統合宛名システムを利用する職員の認証、職員に付与された権限に基づいた各種機能の制御、特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー、既存各業務システム )



システム6	
①システムの名称	自動交付システム
②システムの機能	1. 証明書のコンビニ交付 コンビニエンスストアより、多目的利用サービス設定をされた個人番号カード等を利用して市・府民税課税証明書を発行する。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( LGWAN ASP 、戸籍コンビニ交付サーバ )
システム7	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	1. 申請・届出データ管理機能 利用届出データの検索・審査・ダウンロード等を行う。 2. 電子申告データ管理機能 給与支払報告書等の電子申告データの検索・審査・ダウンロード等を行う。 3. 年金特別徴収情報の集配信機能 年金保険者と特別徴収に係るデータの集配信を行う。 4. 税額通知データの送信 事業所及び年金保険者に対し、特別徴収の税額通知データを送信する。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )
システム8	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	1. 国税連携データ管理機能 国税連携データの検索、印刷、ダウンロード等を行う。 2. 団体間回送機能 税務署、他自治体間において国税連携データの連携を行う。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )
システム9	
システム10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	番号制度の導入により、課税資料等の税務関係書類に個人番号の記載が求められる。このため、個人番号付きの課税資料等を受付することとなり、受付された課税資料等は個人住民税システムで管理され、これらに基づいて賦課データが作成される。 このことにより、個人の所得情報や住基情報等を、正確かつ効率的に名寄せ・突合することができるようになる。それによって、所得の過少申告や扶養控除のチェックが効率化し、社会保障の不正受給や税の不正還付等を防止・是正することができ、公正・公平な課税につながる。
②実現が期待されるメリット	番号制度の導入により、以下のようなメリットが考えられる。 ①各種申請・申告等の際に、これまでに提出が求められていた行政機関が発行する添付書類の省略が図られ、市民等の負担軽減につながる。 ②紙媒体での照会により確認している被扶養者の所得確認の事務等について、事務負担の軽減となる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第1の16の項</li> <li>・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の9の項（同条例施行規則第10条）</li> <li>・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の27の項</li> <li>・同法第9条第5項</li> </ul> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年5月31日法律第28号）により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p> <p>以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。</p>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>【照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第2の27の項</li> </ul> <p>【提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同表の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項</li> <li>・番号法第19条第9号</li> </ul>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	枚方市 市民生活部 税務室 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
8. 他の評価実施機関	
特に無し	



(別添1) 事務の内容



【凡】  
 個人番号を含む情報の流れ  
 個人番号を含まない情報の流れ

(備考)

- ①課税資料(確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書、住民税申告書等)を受け、個人住民税システムへ取り込む。課税資料を取り込むにあたり、紙資料については、データ入力委託業者にて電子データ化を行う。確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等の一部は国税連携システム、eL TAXを介してそれぞれ電子データとして收受する。これらの課税資料には個人番号が含まれる。
- ②取り込んだ課税資料について、ファイリングシステムへ個人番号を含むデータファイルを連携する。これにより個人住民税システムからイメージ照会が可能となる。
- ③課税資料をもとに、個人住民税システムで課税処理を行い、通知書ファイルを作成する。作成した通知書ファイルを外部委託業者へ渡し、一括印刷・封入封緘を行い、事業所・住民へ送付する。また、電子・媒体で給与支払報告書を提出した事業所については給与特別徴収税額通知データを送付する。課税証明書については、個人住民税システム、及びコンビニ交付により発行するが、証明書には個人番号は含まれない。
- ④市町村の調査により、申告情報等の誤りがあった場合、扶養は正情報等データを税務署(国税庁)へ送信する。
- ⑤年金特別徴収の各種通知情報のやりとりについて、個人番号を追加する。
- ⑥市町村の窓口での問い合わせ時、本人確認が必要な場合は基本情報に加え、個人番号を確認する。また、電話での問い合わせについては、納税通知書等に記載されているお問合せ番号等を用いて対応する。
- ⑦宛名システムの機能を使い、個人番号を参照する。また、課税資料より個人番号を取得し、宛名システムで保有する個人番号と宛名番号の紐付けテーブル作成用データを連携する。
- ⑧当初課税時、異動締め時に、他課用賦課データを作成し提供する。また、介護システムなどから個人住民税の課税・調査に必要なデータを提供してもらう。
- ⑨当初課税時、異動締め時に、所得・控除・税額・扶養情報を団体内統合宛名システム経由で中間サーバーへアップする。また、情報提供ネットワークシステムより他機関、他市町村の情報を参照する。
- ⑩他市町村に対し、紙資料または電子データにて、課税資料の回送、住登外課税通知書及び扶養の所得照会等の送付・收受を行う。
- ⑪課税情報を収納システムへ連携する。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	枚方市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
その必要性	・適正かつ公平な賦課の実現のため。 ・課税資料の名寄せ・突合の適正化・効率化のため。 ・各種申請・申告等に必要な添付書類が省略できるなどの納税者の利便性向上のため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、4情報：本人確認、課税資料・賦課の名寄せを行うために必要</li> <li>・その他識別情報(宛名番号)：個人番号との紐付けに必要</li> <li>・その他住民票関係情報、連絡先：賦課・調査業務に必要(住民日の賦課期日判定など)</li> <li>・国税関係情報、地方税関係情報、年金関係情報：賦課を行うために必要</li> <li>・医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報：所得控除額を確認し、賦課を行うために必要</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月4日
⑥事務担当部署	枚方市役所 市民生活部 税務室 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、長寿・介護保険課、国民健康保険課、後期高齢者医療課、生活福祉課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁、年金保険者(日本年金機構等)、地方公共団体情報システム機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 各市区町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 給与支払者、年金保険者 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> 専用線 [ <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム、eLTAシステム、国税連携システム )
③入手の時期・頻度	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 給与支払報告書、確定申告書、公的年金支払報告書、住民税申告書 1年を通じて入手 ※入手の大部分は、毎年1月～5月頃に集中(課税資料の法定提出期限の関係から)</p> <p>【庁内連携により入手】 ・住民の個人番号 住民基本台帳システムで異動した際に連携し、都度入手 ・年金特徴の対象者でなくなった者(死亡・転出)に関するデータ 月1回 ・介護・国保・後期高齢保険料納付額、生活扶助データ 毎年1月</p> <p>【他機関より入手】 年金特別徴収対象者情報 毎年5月・7月、特別徴収税額通知の処理結果通知 毎年9月、特別徴収処理停止通知の処理結果通知 月1回、特別徴収結果通知 隔月 (年金支払者より入手)</p> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】 ・調査事務が必要になった都度入手</p> <p>【情報提供ネットワークシステムにより入手】 ・調査事務が必要になった都度入手</p>
④入手に係る妥当性	<p>・課税事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申告等の情報、及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。</p> <p>・給与支払報告書、確定申告書、住民税申告書、公的年金支払報告書については、地方税法により、提出期限等が定められている。</p>





委託事項2～5		
委託事項2	個人住民税データ入力業務	
①委託内容	給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、住民税申告書等の紙、イメージデータをもとに個人住民税システムで利用できる電子データファイルを作成(データ入力)する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者等の一部(本市に給与支払報告書、申告書等を提出した対象者)
	その妥当性	・件数が多く、短期間に大量のデータを処理する必要があるが、繁忙期中であり、職員で作業が行えないため。 ・各課税資料の情報を電子データに変換する必要があり、特定個人情報ファイルの一部が委託の対象となる。
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際に入札結果を市ホームページにて公表している。	
⑥委託先名	ムサシ・アイ・テクノ株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※ [ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

<b>委託事項3</b>		地方税電子申告支援サービス提供業務
①委託内容		地方税の電子申告に関連して、地方税共同機構が運営するeLTAXポータルセンタと連携し、LGWAN回線を利用して、本市に設置する端末と受託業者が運営するサービスセンタ内に設置されたサーバと接続して、電子申告システム・年金特徴システム・国税連携システムの照会・検索・保管等を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]
	対象となる本人の範囲 ※	eLTAXを利用して申告する納税者、給与支払報告者から給与の支払いを受けている者及び公的年金等受給者、所得税申告者等
	その妥当性	・審査サーバ及び国税連携データ受信サーバを、委託利用型により利用しているため。 ・eLTAXシステムを通して送付される申告等のデータに、特定個人情報ファイルの一部が含まれるため。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( LGWAN回線 )
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際に入札結果を市ホームページにて公表している。
⑥委託先名		TIS株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

<b>委託事項4</b>		ファイリングシステム等保守業務
①委託内容		地方税の電子申告に関連して、一般社団法人地方税電子化協議会が運営するeLTAXポータルセンタと連携し、LGWAN回線を利用して、本市に設置する端末と受託業者が運営するサービスセンタ内に設置されたサーバと接続して、電子申告システム・年金特徴システム・国税連携システムの照会・検索・保管等を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		・各課税資料をスキャンし作成したイメージデータ、及び電子データから生成されたイメージデータをシステムに登録し、検索表示させる。 ・各課税資料には、特定個人情報ファイルの一部が含まれる。
その妥当性		・審査サーバ及び国税連携データ受信サーバを、委託利用型により利用しているため。 ・eLTAXシステムを通して送付される申告等のデータに、特定個人情報ファイルの一部が含まれるため。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 庁内にあるファイリングシステムのサーバ及び端末を直接使用する。 )
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際に入札結果を市ホームページにて公表している。
⑥委託先名		株式会社ジェイエスキューブ
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。
	⑨再委託事項	ハードウェア及びデータベースに関する保守業務
<b>委託事項6～10</b>		
<b>委託事項11～15</b>		
<b>委託事項16～20</b>		



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 提供を行っている ( 8 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 9 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	番号法別表第2に掲げる情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	・同表の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項
②提供先における用途	番号法別表第2の第2欄に掲げる各事務(別紙1参照)
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	枚方市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼の都度
<b>提供先2～5</b>	
提供先2	給与特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	給与特別徴収事務
③提供する情報	給与特別徴収税額等
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与特別徴収対象者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( eLTAXシステム )
⑦時期・頻度	・電子記録媒体及びeLTAX 5月

<b>提供先3</b>	日本年金機構、年金保険者	
①法令上の根拠	番号法第19条第1号	
②提供先における用途	年金特別徴収事務	
③提供する情報	年金特別徴収税額等	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金特別徴収対象者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( eLTAXシステム )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・年金特別徴収税額通知 7月 ・年金特別徴収停止通知等 毎月	
<b>提供先4</b>	国税庁長官	
①法令上の根拠	番号法第19条第10号	
②提供先における用途	国税の賦課徴収	
③提供する情報	国税に関する調査に関し参考となるべき帳簿書類情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者等	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 国税連携システム )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	

<b>提供先5</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	地方税の賦課徴収
③提供する情報	地方税関係情報であって、番号法第19条第10号の地方税条項で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者等
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先6</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	地方税の賦課徴収
③提供する情報	地方税関係情報であって、番号法第19条第10号の地方税条項で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者等
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 国税連携システム )
⑦時期・頻度	随時

<b>提供先7</b>	教育委員会 学校教育部 学校支援課
①法令上の根拠	番号法第19条第11号及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項に規定する別表第2の1の項
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	枚方市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 汎用業務システム端末による直接閲覧 )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先8</b>	番号法第19条第9号の条例事務関係情報照会者
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	医療費の助成に関する事務
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「②提供先における用途」に記載する事務において必要となる者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	提供先の事務において必要な都度
<b>提供先9</b>	
<b>提供先10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	

<b>移転先1</b>	市民生活部 国民健康保険室 国民健康保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	枚方市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 汎用業務システム端末による直接閲覧 )
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先2</b>	子ども未来部 子どもの育ち見守り室 子ども相談課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの ①母子父子寡婦福祉資金貸付金貸付申請書の受理、審査、決定 ②貸付決定者への通知及び借用書受理後の貸付金の支給 ③氏名、住所変更等の諸届の受理、審査④償還開始の事前通知 ⑤督促及び催告状の送付
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	枚方市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時。

<b>移転先3</b>	健康福祉部 福祉事務所 障害企画課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務。
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	枚方市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時。
<b>移転先4</b>	健康福祉部 福祉事務所 障害支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務。 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務。 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務。
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	枚方市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時。

<b>移転先5</b>	健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	枚方市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時。
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先6</b>	市民生活部 年金児童手当課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項
②移転先における用途	■国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ■年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ■児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ■特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ■児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ■特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	枚方市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時。

<b>移転先7</b>	子ども未来部 子育て支援室 保育幼稚園入園課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項、子ども・子育て支援法第16条
②移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	枚方市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時。
<b>移転先8</b>	健康部 保健所 保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項
②移転先における用途	児童福祉法による療育の給付に関する事務。 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の給付に関する事務。 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務。
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	枚方市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時。



<b>移転先9</b>		市民生活部 国民健康保険室 後期高齢者医療課		
①法令上の根拠		番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項		
②移転先における用途		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定める事務(別表第1の15)</li> <li>・高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める事務(法別表第2の80)</li> <li>・高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定める事務(法別表第2の81)</li> <li>・高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める事務(法別表第2の82)</li> </ul>		
③移転する情報		地方税関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数		[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		枚方市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者		
⑥移転方法		[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線	
		[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
		[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="radio"/> ] 紙	
		[ <input type="radio"/> ] その他 ( )		
⑦時期・頻度		地方税関係情報の変更が発生した都度、随時。		
<b>移転先10</b>				
<b>移転先11～15</b>				
<b>移転先16～20</b>				
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>				
①保管場所 ※		<枚方市における措置> 入退出管理カードにより入退出管理を行っている施錠された管理区域内に設置したサーバで管理する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。書類は所定の施錠可能な保管庫で保管する。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。		
②保管期間	期間	[ 6年以上10年未満 ]	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない	
	その妥当性	地方税法第17条の5により、課税より7年間経過までは保管が必要		
③消去方法		<枚方市における措置> ①保存期間を超えたデータについて、システム機能にて完全に消去する。 ②申請書等の書類は、保存年限の経過後、溶解して廃棄する。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。		
<b>7. 備考</b>				

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

1. 続柄、2. 前年12月31日年齢、3. 本年1月1日年齢、4. 個人法人詳細区分、5. 個人基本種別、6. 個人基本廃止理由、7. 翌年廃止理由、8. 通称名優先区分、9. 在留の資格、10. 在留期間開始日、11. 在留期間終了日、12. カナ通称名、13. 漢字通称名、14. 市内市外区分、15. 住所自治体コード、16. 住所町名、17. 住所番地、18. 住所枝番、19. 住所小枝番、20. 住所番地編集区分、21. 住所、22. 方書、23. 宛名異動日、24. 宛名異動理由、25. 住民日、26. 住定日、27. 消除日、28. 本籍地、29. 筆頭者名、30. 個人基本寡フ区分、31. 個人基本勤学区分、32. 無申告調査結果、33. 特記情報、34. 翌年申告書発送区分、35. 生活扶助開始日、36. 生活扶助廃止日、37. 住民税申告書通知日、38. 催告通知書通知日、39. 最終催告通知書通知日、40. 住登地住所、41. 住登地方書、42. 総括表区分、43. 納入書区分、44. 媒体区分、45. 納期特例区分、46. 納期特例開始年月、47. 納期特例終了年月、48. 事業所廃止理由、49. 廃止年月日、50. 普徴事業所区分、51. 総括表資料番号、52. 月別人数、53. 月割額、54. 従業員状態区分、55. 給報種別、56. 入力カナ氏名、57. 入力生年月日、58. 資料収入種別、59. 事業所家屋敷区分、60. 扶養親族一特定、61. 扶養親族一同居老親、62. 扶養親族一老人、63. 扶養親族一他、64. 扶養障害一同居特障、65. 扶養障害一特別、66. 扶養障害一他、67. 乙欄区分、68. 死亡退職区分、69. 災害者区分、70. 外国人区分、71. 就職退職区分、72. 就職退職年月日、73. 年調未済区分、74. 摘要欄、75. 配偶者氏名、76. 配偶者生年月日、77. 扶養親族、78. 扶養親族生年月日、79. 扶養親族控除額、80. 専従者氏名、81. 専従者生年月日、82. 専従者給与額、83. 特例適用条文、84. 徴収希望、85. 事業税開廃業区分、86. 事業税開廃業年月日、87. 併合結果徴収区分、88. 租税条約区分、89. 住宅借入金等特別控除区分、90. 居住開始年月日、91. 課税区分、92. 特定扶養、93. 内同居老親、94. 老人扶養、95. その他扶養、96. 同居特別障害、97. 特別障害、98. その他障害、99. 非課税事由、100. 優先資料種別、101. 更正事由、102. 減免理由、103. 減免区分、104. 減免割合、105. 開始月期、106. 済月期、107. 事業所家屋敷課税区分、108. 月割額、109. 期割額、110. 登録年度、111. 異動届課税年度、112. 給与支払額、113. 社会保険料額、114. 退職金額、115. 勤続年数、116. 届出日、117. 期割充当額、118. 異動メモ内容、119. 通知書番号、120. 証明年度、121. 証明書番号、122. 証明書区分、123. 使用目的区分、124. 個人送達履歴、125. 従業員宛名番号、126. 事業所送達履歴、127. 扶養関連者資料種別、128. 扶養関連者資料番号、129. 回数割額、130. 年金特徴中止区分、131. 年金特徴済月、132. 資料種別、133. 郵便番号、134. 状態区分、135. 対象者通知区分、136. 対象者通知受入処理日、137. 税額通知区分、138. 特徴依頼処理日、139. 特徴依頼処理結果区分、140. 特徴依頼処理結果受入処理日、141. 停止依頼区分、142. 停止依頼月、143. 停止依頼処理日、144. 停止依頼処理結果区分、145. 停止依頼結果受入処理日、146. 特徴処理結果区分、147. 異動事由、148. 介護納付額、149. 国保納付額、150. 後期高齢納付額、151. 納付額総合計、152. 宛名番号、153. 宛名履歴番号、154. 異動区分、155. 異動年月日、156. 異動日、157. 課税年度、158. カナ氏名、159. 個人番号、160. 削除フラグ、161. 自治体コード、162. 指定番号、163. 住宅借入金等特定取得区分、164. 所得控除額、165. 所得控除件数、166. 所得控除、167. 調定年度、168. 資料種別、169. 資料廃止理由、170. 資料番号、171. 資料連絡箋出力理由、172. 生年月日、173. 専従者給与額、174. 送付通知書区分、175. 通知日、176. 登録区、177. 特定居住損区分、178. 納税者番号、179. 扶養関連者異動事由、180. 扶養関連者自治体コード、181. 扶養関連者種別、182. 扶養関連者状態区分、183. 扶養関連者宛名番号、184. 扶養関連者区分、185. 本人専従区分、186. 優先資料番号、187. 寡フ区分、188. 確申青白区分、189. 漢字氏名、190. 基礎年金番号、191. 基礎年金番号付設レベル、192. 勤労学生区分、193. 均等割区分、194. 控配区分、195. 受給者番号、196. 生活扶助区分、197. 専従その他、198. 徴収区分、199. 年金コード、200. 年金保険者番号、201. 否認理由、202. 夫あり区分、203. 本人障害区分、204. 未成年者区分、205. 老年者区分、206. 個人番号、207. 法人番号、208. 寄附金額、209受取方法、210通知先メールアドレス

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
個人住民税ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>1. 課税資料からの入手 各税法に基づいて提出される課税資料は、納税者本人(本人の代理人としての税理士)が記載して提出するものであり、当該納税義務者の情報しか入手することができない。</p> <p>2. 窓口対応など ・申請等の窓口において、届出・申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 ・届出・申請内容や本人の住所、氏名、生年月日等が相違ないか、個人住民税システムへの入力後、別の職員が届出・申請内容とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 ・申請者が本人及び同一の世帯以外の情報を誤って記載しないように、予め記入様式が定められた書面に必要事項のみを記入する方式とする。 ・個人住民税業務に関係のない不必要な書類は受け取らないよう、職員に対する教育を徹底する。もし、不必要な書類を提出された場合は返却している。 ・課税資料が電子記録媒体で提出された場合、本市で受領すべきものかその内容を十分に確認し、本市分でない場合は返却している。</p> <p>3. eLTAXからの入手 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御している。 ・eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。 ・利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイトから対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 ・国税庁から確定申告書等データを入手する際には、国税庁が本市を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>1. 課税資料からの入手 ・納税義務者等が各税法の規定に基づき、課税資料、申請・届出書等を提出する場合、法令・通達により手続に必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努めている。 ・システム全体としては個人住民税の課税事務に必要な項目は入力できないよう制限し、必要な情報以外を入手することを防止している。</p> <p>2. 窓口対応など ・申請書類等の様式を、本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書式にしている。また、記載要領も必要最小限の情報の記載となるようにしている。 ・個人住民税業務に関係のない不必要な書類は受け取らないよう、職員に対する教育を徹底する。もし、不必要な書類を提出された場合は返却している。 ・課税資料が電子記録媒体で提出された場合、本市で受領すべきものかその内容を十分に確認し、本市分でない場合は返却している。 ・届出・申請内容や本人の住所、氏名、生年月日等が相違ないか、個人住民税システムへの入力後、別の職員が届出・申請内容とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。</p> <p>3. eLTAXからの入手 ・審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)では、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御する。 ・審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)では、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。</p>
その他の措置の内容	特に無し
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p style="text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 特に力を入れている      2) 十分である              3) 課題が残されている         </p>

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 課税資料からの入手 納税義務者等が各税法の規定に基づき、個人番号付きの課税資料、申請・届出書を提出する際には、法令・通達において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、納税義務者本人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で納税申告書等を提出することとなる。</p> <p>2. 窓口対応など ・税情報の取得においては、関係法令の規定に基づき、書面で、本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は、必ず本人あるいは代理人の本人確認、及び委任状の確認を行うこととしており、必要最小限の提示を求め、住民に不必要な負担を負わせないようにしている。 ・システムを通じた入手を行う必要がある職員を特定し、ユーザIDとパスワードによる認証を行う。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法での入手を行うことができないように対策を実施している。 ・システムログを取得する等して、情報の取扱状況を記録していることを職員に周知することにより、権限のない職員による情報の取扱いを抑止する。 ・個人住民税業務に関係のない情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。 ・特定個人情報を入手する際は、利用目的を入手元に伝える。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>・窓口において、対面で個人番号カード等と運転免許証、または旅券等の提示を受けて、本人確認を行う。 ・代理人の場合は、まずは代理人の運転免許証、または旅券等の提示を受けて、代理人の本人確認を行う。次に、本人の個人番号カード等と運転免許証、または旅券等の提示を受けて、本人の個人番号の確認を行う。そして、委任状など代理権を証する書類を確認する。代理人が税理士である場合においては、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認する。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>・個人番号カード等と運転免許証、または旅券等の提示を受け、既に登録された宛名情報の基本4情報と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。 ・個人番号カード等の提示がない場合には、庁内連携システムにおいて職員が本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>・各税法等に基づいて市町村に提出される課税資料、各種申請・届出については、提出されたものをそのまま原本として保管する必要がある。 ・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、変更があれば職権で修正することで正確性を確保している。 ・システムへの入力後、入力者とは別の点検者による二重チェックを実施する。</p>
その他の措置の内容	特に無し
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>



3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	個人番号利用業務以外の業務又は個人番号を必要としない業務から個人住民税情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行う。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人住民税システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は必要となる情報に制限し、必要のない情報との紐付けは行われないう制限する。 ・個人住民税システムには、個人住民税業務に関係のない情報を保有しない。
その他の措置の内容	特に無し
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・端末にアクセスするためのカード認証と、システムにアクセスするためのID・パスワードによる認証を行っており、業務上、必要最低限に限定した特定の職員や作業従事者のみが照会できるようにしている。また、当該職員の職責によりアクセス権限を設定している。 ・利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	アクセス権限の発効・失効について、以下の管理を行う。  1. ID・パスワードの発効管理 ・アクセス権限が必要となった場合、事務を担当する課長代理が事務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認する。そのうえで事務に必要なアクセス権限のみを申請し課長が承認する。 ・申請に基づき、システム担当がアクセス権限を更新し、別の職員が入力内容を照合・確認した上で、当該IDを発効させる。  2. 失効管理 ・定期的または異動・退職等で権限が失効した場合、権限を有していた事務を担当する課長代理が確認する。そのうえで権限の失効を申請し課長が承認する。 ・申請に基づき、システム担当がアクセス権限を更新し、別の職員が入力内容を照合・確認した上で、当該IDを失効させる。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・各担当課長代理はユーザIDやアクセス権限を、システムから出力された一覧をもとに定期的(定期異動ごと)に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。 ・委託先・再委託先のアクセス権限を持つものに対しても、同様の扱いを行っている。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・個人住民税システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録(日時・利用者・操作内容等)をアクセスログとして磁気ディスクに記録し、必要に応じて操作履歴を解析する。 ・操作履歴の確認により、本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。
その他の措置の内容	システム画面を表示中に離席する場合は、システムからログオフする。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム全般の利用に係る証跡(ログ)を取得する。</li> <li>・特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。</li> <li>・職員を対象に、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修や注意喚起を行い、業務外利用の禁止等について徹底する。新たに配属になった職員には、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を別途行う。</li> <li>・臨時職員、委託先等の職員以外の従業者については、契約時に、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書に署名をさせる。</li> <li>・アクセス記録管理を行っており、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。</li> <li>・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。再委託先も同様に扱う。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対しては、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修や注意喚起を行っている。</li> <li>・特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。</li> <li>・個人住民税システムから抽出するデータには個人番号を含めないことで、端末に特定個人情報ファイルが作成されないようにしている。</li> <li>・権限を与えられていない者は情報の複製ができない仕組みとしており、端末のUSB端子からはシステム的に複製できない仕組みとなっている。また、CD・DVDへの複製もできない仕組みとなっている。</li> <li>・バックアップファイルの取得は入退室管理をしているサーバ室のみでの作業に限定されている。</li> <li>・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。</li> <li>・サーバが設置されている管理区域に委託業者によるスマートフォンなどの持ち込みは禁止しており、また、外部記憶媒体についても許可制としている。</li> <li>・委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。再委託先も同様に扱う。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーンセーバ等を利用して、離席したときも情報を覗けないようにする。</li> <li>・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。</li> <li>・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめ、不要になったときは、シュレッダー等の復元不可能な方法により直ちに廃棄する。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの構築や運用を委託するときは、委託調達仕様書において、個人情報保護体制に関する条件として、一般財団法人日本情報経済社会推進協会認定の「プライバシーマーク」、または、情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得している者とする。また、社内教育に関する条件として、セキュリティに関する研修及びプライバシー保護に関する研修等を実施する旨を規定し、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。</li> <li>・委託にかかる実施体制の提出を義務付けている。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託事業者に、個人情報保護に関する特記仕様書を提示する。</li> <li>・個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。再委託先も同様に扱う。</li> <li>・事前に申請許可された者以外はアクセスできないよう制御し、業務上必要最低限に限定したシステム操作の権限を与えている。</li> <li>・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを操作したログ(日時・利用者・操作内容等)を取得し、磁気ディスクに記録し、必要に応じて操作履歴を解析する。</li> <li>・バックアップされたログは定められた期間、保管する。</li> </ul>	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>【ルールの内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。また、個人情報保護に係る誓約書を提出するように求める。</li> </ul> <p>【ルール遵守の確認方法】</p> <p>委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば本市職員が現地調査している。</p>	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>【ルールの内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先に対して、以下の事項を義務付ける「個人情報保護に関する特記仕様書」を提示する。</li> <li>・番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員の特定・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方市保有個人情報安全管理規程に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施・特記仕様書に違反する行為の契約解除事由への該当</li> </ul> <p>【ルール遵守の確認方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先に提供する際、日付及び件数を記録した受け渡しの確認印を押印してもらい、本市の上長がそれを確認する。また、日常運用において、ルールが遵守されていることを定期的にチェックする。</li> </ul>	



特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	<p>【ルールの内容】 個人情報保護に関する特記仕様書の、提供資料の返還又は廃棄の項において、廃棄方法や、事前に書面で承認を得ること、廃棄完了後の報告、本市の立会いに応じることを定めている。</p> <p>【ルール遵守の確認方法】 委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて、破棄、消去の方法、完了日等報告させ、必要があれば当市職員が現地調査することも可能とする。</p>		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	<p>委託先に対して、以下の事項を義務付ける「個人情報保護に関する特記仕様書」を提示する。番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員の特定・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方市保有個人情報安全管理規程に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施・特記仕様書に違反する行為の契約解除事由への該当</p>		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。		
その他の措置の内容	特に無し		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ室で受託業者が作業する場合は、市民税課職員が立ち会う。</li> <li>・委託先従業員が職員の許可を得ずに外部記憶媒体をサーバ室の持ち込む事を禁止するとともに、スマートフォン等については一切の持込を禁止する。</li> </ul>			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない

リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
-----------------	--------------	----------------------	--------------

具体的な方法	庁内連携システムを利用した情報の移転は、日時、利用者、操作内容などの記録を残している。		
--------	---	--	--

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
---------------------	-----------	-------------------	-----------

ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他課の事務に属するデータを電子計算処理において利用しようとする場合は、当該事務を所管する部署の承認を受けなければならない。</li> <li>・審査の結果、承認されたものについてのみ、データの移転を行う。</li> </ul>		
-------------------	---	--	--

その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携システムは、データの移転が認められた移転先からのみアクセスを許可された連携システムへデータを移転する。</li> <li>・違反行為を行った場合は、法令の罰則規定により措置を講じる。</li> <li>・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により、個人番号の変更を行う。</li> </ul>		
-----------	--	--	--

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である
-------------	-----------	-----------------------	----------

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	庁内連携システムを通して情報照会や情報提供を一元的に行い、その記録を逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防いでいる。		
--------------	--	--	--

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である
-------------	-----------	-----------------------	----------

リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携システムでは本業務で保有する情報を全て連携することは行わず、移転元から承認された情報しか移転できないよう、仕組みとして担保されている。</li> <li>・また、決められた提供・移転先のみしか情報の提供・移転ができない仕組みとなっている。</li> <li>・書類の持ち出し、送達が必要な場合は、送達先、持ち出し対象者の確認の徹底、封かん、追跡可能な移送手段を利用する。</li> </ul>		
--------------	--	--	--

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である
-------------	-----------	-----------------------	----------

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報をフラッシュメモリ等の外部記憶媒体を用いて移転する場合は、データの暗号化の措置を施した上で移転を行う。</li> <li>・サーバが設置されている管理区域に委託業者によるスマートフォンなどの持ち込みは禁止しており、また、外部記憶媒体についても許可制としている。</li> </ul>			
---	--	--	--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;枚方市における措置&gt; 番号法等の規定に基づき認められている範囲内においてのみ特定個人情報の照会を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会、及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第8号及び第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	--

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;枚方市における措置&gt; 番号法等の規定に基づき認められている範囲内においてのみ、中間サーバーから団体内統合宛名システムを通じ、情報入手ができるようシステムによって制御されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN(バーチャルプライベートネットワーク: 通信事業者の公衆回線を使用して構築された仮想的な組織内ネットワーク)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt; 情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したか、がすべて記録される。番号法及び条例上認められる提供以外は受け付けないようにしており、システム上、提供が認められなかった場合においても記録を残し、提供記録は7年分保管する。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	--

リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;枚方市における措置&gt; 入手した特定個人情報については、個人住民税システム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。また、別途、届出または申告時には、その都度、届出などの内容と突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了または中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体については、VPN(バーチャルプライベートネットワーク:通信事業者の公衆回線を使用して構築された仮想的な組織内ネットワーク)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt; 情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した団体内統合宛名システム等を通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報が漏えい・紛失することを防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;枚方市における措置&gt; 番号法等の規定に基づき認められている範囲内においてのみ特定個人情報の提供を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムの照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt; 情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ利用したかが記録される。番号法及び条例上認められる提供以外受け付けられないようにしており、システム上、提供が認められなかった場合についても記録を残す。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;枚方市における措置&gt; 番号法等の規定に基づき認められている範囲内においてのみ、団体内統合宛名システム等から中間サーバーを通じ、情報提供ができるようシステムによって制御されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体については、VPN(バーチャルプライベートネットワーク: 通信事業者の公衆回線を使用して構築された仮想的な組織内ネットワーク)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで流出・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt; 情報照会、情報提供の記録が保存される統合宛名システム等を通してやり取りすることで、不適切な方法で特定個人情報が流出・紛失することを防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;枚方市における措置&gt;          団体内統合宛名システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することは行わず、番号法の規定に基づき認められる情報のみを提供する仕組みとしている。          また、中間サーバへの連携は適切な頻度で行い、その正確性を担保する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。          ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により、情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。          ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。          (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]            &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。          ②情報連携においてのみ情報提供用個人識別符号を用いることが、システム上、担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。          ②中間サーバーと団体については、VPN(バーチャルプライベートネットワーク:通信事業者の公衆回線を使用して構築された仮想的な組織内ネットワーク)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。          ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。          ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者の情報流出等のリスクを極小化する。</p>	

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①NISC政府機関統一基準群	<p>[ 政府機関ではない ] &lt;選択肢&gt;                      1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している                      3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない</p>
②安全管理体制	<p>[ 十分に整備している ] &lt;選択肢&gt;                      1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している                      3) 十分に整備していない</p>
③安全管理規程	<p>[ 十分に整備している ] &lt;選択肢&gt;                      1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している                      3) 十分に整備していない</p>
④安全管理体制・規程の職員への周知	<p>[ 十分に周知している ] &lt;選択肢&gt;                      1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している                      3) 十分に周知していない</p>
⑤物理的対策	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt;                      1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている                      3) 十分に行っていない</p>
	<p>具体的な対策の内容</p> <p>&lt;枚方市における措置&gt;                      ・サーバーの盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。また、設置場所への入退はICカードにより記録している。                      ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーに無停電電源装置等を付設している。                      ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;                      ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt;                      1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている                      3) 十分に行っていない</p>
	<p>具体的な対策の内容</p> <p>&lt;枚方市における措置&gt;                      ・インターネットとつながらないようにネットワーク環境を切断している。                      ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。                      ・OSには必要に応じてパッチ適用を実施している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;                      ①中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。                      ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。                      ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt;                      1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている                      3) 十分に行っていない</p>
⑧事故発生時手順の策定・周知	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt;                      1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている                      3) 十分に行っていない</p>
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ] &lt;選択肢&gt;                      1) 発生あり 2) 発生なし</p>
	<p>その内容</p> <p>該当無し</p>
	<p>再発防止策の内容</p> <p>該当無し</p>
⑩死者の個人番号	<p>[ 保管している ] &lt;選択肢&gt;                      1) 保管している 2) 保管していない</p>
	<p>具体的な保管方法</p> <p>死者の特定個人情報は、生存する個人の特定個人情報と分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の特定個人情報ファイルと同様の管理を行う。</p>
その他の措置の内容	特に無し
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;                      1) 特に力を入れている 2) 十分である                      3) 課題が残されている</p>

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号を含め宛名情報については、住民基本台帳システムより、随時異動データを連携することにより、最新化する、また住民基本台帳システムとの整合処理を定期的実施する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、個人住民税システムの処理にて消去する。</li> <li>・磁気ディスクの廃棄時は、手順書等に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去する。</li> <li>・紙帳票については、帳票管理簿等を作成し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。また、廃棄時には、規程に基づき、溶解処理による廃棄を行うとともに、廃棄文書目録を残す。</li> </ul>
その他の措置の内容	特に無し
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・サーバが設置されている管理区域に委託業者によるスマートフォンなどの持ち込みは禁止しており、また、外部記憶媒体についても許可制としている。</p>	



## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的なチェック方法</p> <p>&lt;枚方市の措置&gt; 年に1回、担当部署内において、評価書の記載内容通りの運用がなされていることについて、自己点検を行い、運用状況を確認する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な内容</p> <p>&lt;枚方市における措置&gt; 枚方市情報セキュリティポリシーに基づき、枚方市の情報セキュリティ委員会が策定した年度監査計画に従い、内部監査員が以下の観点による情報セキュリティ内部監査を行っている。 なお、内部監査員は過去に業務システムの運用を担当したことのある者等、比較的IT知識の高い職員の中から毎年選定し、監査の経験者と未経験者を組み合わせる等により知識の継承を図っている。 また、マイナンバー監査実施要項に基づき、マイナンバー監査を実施している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な方法</p> <p>&lt;枚方市における措置&gt; ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、特定個人情報保護に関する特記仕様書を交わし、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294
②請求方法	枚方市個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の開示等請求を受け付ける。
特記事項	枚方市のホームページ上に請求先、請求方法等について掲載している。
③手数料等	[ 有料 ] <span style="float: right;">＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無料</span> (手数料額、納付方法: 手数料額:保有個人情報の閲覧に係る手数料は無料だが、その写しの作成や郵送を希望する場合は、請求者の負担となる。)
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っていない ] <span style="float: right;">＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない</span>
個人情報ファイル名	取扱い無し
公表場所	無し
⑤法令による特別の手続	無し
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	無し
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 市民生活部 税務室 市民税課 072-841-1353
②対応方法	上記記載の窓口へ直接訪問、もしくは電話による問い合わせにより対応する。 問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	<p>[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</p> <p>2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	パブリックコメント方式による意見募集を実施。実施に際しては、市広報紙「広報ひらかた」に意見を募集している旨の記事を掲載し、枚方市のホームページ及び市民税課・各支所・各生涯学習市民センター、行政資料コーナーにおいて素案の閲覧及び配付を行う。
②実施日・期間	令和4年(2022年)9月1日から同月30日まで
③期間を短縮する特段の理由	特になし
④主な意見の内容	個人情報保護全般への不安、及び取扱いにあたっての職員教育が十分であるかも不安である
⑤評価書への反映	<p>原案通りとする。</p> <p>【枚方市の考え方】 「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン」及び「枚方市保有個人情報の安全管理に関する基準」の各規定に基づき職員教育(研修)を実施することで、特定個人情報及び個人情報の取扱いについて安心・安全な利用を徹底しています。</p>
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月6日	II-5.特定個人情報の提供・移転・提供・移転の有無 提供の件数	61件	62件	事後	条例制定に伴う提供先追加のため。
平成28年4月6日	II-5.特定個人情報の提供・移転のうち提供先7	(新規追加)	教育委員会学校教育部学務課を提供先として追加	事後	条例制定に伴う提供先追加のため。
平成28年4月6日	II-5.特定個人情報の提供・移転のうち移転先1①法令上の根拠	番号法第9条第2項	番号法第9条第2項に基づく枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項(1)別表第1第3条第2項(2)番号法別表第2別紙2「移転先一覧」に別表項番を追加	事後	条例が制定されたため。
平成28年4月6日	II-5.特定個人情報の提供・移転のうち移転先1②移転先における用途	別紙2のとおり	別紙2「移転先一覧」の6と8に事務を追加	事後	条例により移転先における用途が追加されたため。
平成29年7月13日	I-2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムのうちシステム3 ②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>宛名情報管理機能 統一識別番号が未登録の個人について、統一識別番号を付番し、宛名情報を統一識別番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する。 中間サーバー、既存業務システム等の要求に基づき、個人番号又は統一識別番号に紐づく宛名情報を通知する。</li> <li>情報照会機能 中間サーバーを通して他自治体等への情報照会要求を行い、照会結果を通知する。</li> <li>情報提供機能 他自治体等へ提供する特定個人情報(連携対象)を中間サーバーへ連携する。</li> <li>符号要求機能 情報連携に用いる個人の識別子である符号の取得要求を、既存住基システムまたは住基ゲートウェイに送信する。</li> <li>権限管理機能 団体内統合宛名システムを利用する職員の見証と、職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>宛名情報管理機能 統一識別番号が未登録の個人に対して統一識別番号を付番する。宛名情報を統一識別番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 中間サーバー、既存業務システム等の要求に基づき、個人番号や統一識別番号に紐づく宛名情報を通知する。</li> <li>情報照会機能 中間サーバーを通して他機関への情報照会要求を行い、照会結果を通知する。</li> <li>情報提供機能 他機関へ提供する特定個人情報(連携対象)を中間サーバーへ連携する。</li> <li>符号要求機能 情報連携の際に個人の識別子として用いる符号の取得要求を、既存住基システムに送信する。</li> <li>権限管理機能 団体内統合宛名システムを利用する職員の見証、職員に付与された権限に基づいた各種機能の制御、特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</li> </ol>	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。
平成29年7月13日	I-2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムのうちシステム3 ③他システムとの接続	[ ○ ] 庁内連携システム	[ ] 庁内連携システム	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。
平成29年7月13日	I-2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムのうちシステム4 ②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</li> <li>情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</li> <li>情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</li> <li>既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>符号管理機能 情報照会や情報提供の際に個人の識別子として用いる「符号」と、自機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</li> <li>情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他機関に対して情報提供の求めを发出するとともに、他機関から提供された情報を受領する。</li> <li>情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他機関からの情報提供の求めを受領するとともに、他機関に対して提供する情報を发出する。</li> <li>既存システム接続機能 既存業務システム、団体内統合宛名システム、住基システムとの間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</li> </ol>	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日		<p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>	<p>5. 情報提供等記録管理機能 情報照会や情報提供があった旨の記録(=情報提供等記録)を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 情報を暗号化(あるいは復号)する。鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証、職員に付与された権限に基づいた各種機能の制御、特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p>	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。
平成29年7月13日	I-2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムのうちシステム5 ③他システムとの連携	[ <input type="checkbox"/> ]宛名システム等	[ <input type="checkbox"/> ]宛名システム等	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。
平成29年7月13日	I-2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムのうちシステム6 ②システムの機能	1. 証明書のコンビニ交付 コンビニエンスストアより、多目的利用サービス設定をされた住基カードや個人番号カードを利用して市・府民税課税証明書を発行する。	1. 証明書のコンビニ交付 コンビニエンスストアより、多目的利用サービス設定をされた個人番号カード等を利用して市・府民税課税証明書を発行する。	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。
平成29年7月13日	I-2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムのうちシステム6 ③他システムとの接続	[ <input type="checkbox"/> ]その他 (LGWAN ASP )	[ <input type="checkbox"/> ]その他 (LGWAN ASP 、戸籍コンビニ交付サーバ )	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。
平成29年7月13日	I-5. 個人番号の利用法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第9条(利用範囲) 第1項 別表第一(16項) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は</p> <p>地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの</p> <p>※番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p> <p>以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第1の16の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条)</p> <p>・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の9の項(同条例施行規則第10条)</p> <p>・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する別表第2の27の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条)</p> <p>・同法第9条第5項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p> <p>以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。</p>	事後	記載方法の変更であり、特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。
平成29年7月13日	I-6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第19条(特定個人情報の提供の制限) 第7号 &lt;別表第二における情報提供の根拠&gt; (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項):</p> <p>1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項</p> <p>&lt;別表第二における情報照会の根拠&gt; (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の項</p>	<p>【照会】</p> <p>・番号法別表第2の27の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条)</p> <p>【提供】</p> <p>・同表の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、116、119の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の2、22条の3、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3)</p> <p>・同表の29、71、115の項</p> <p>・番号法第19条第8号</p>	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携に関する変更であり、特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I-7. 評価実施機関における担当部署②所属長	門田 豊	岩崎 修二	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。
平成29年7月13日	I 基本情報-(別添1)事務の内容		別添1のデータフローのうち、①の課税資料に申告特例通知書を追加する。	事後	ふるさと寄附金ワンストップ特例制度導入とマイナンバー制度開始により追加するもので特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。
平成29年7月13日	II-2.基本情報⑤保有開始日	平成28年1月予定	平成28年1月4日	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。
平成29年7月13日	II-3.特定個人情報の入手・使用①入手元	[ ○ ] 評価実施機関内の他部署 (市民室、高齢社会室、国民健康保険室、生活福祉室)	[ ○ ] 評価実施機関内の他部署 (市民室、介護保険課、国民健康保険室、生活福祉室)	事後	機構改革による部署の変更であり特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。
平成29年7月13日	II-3.特定個人情報の入手・使用⑤本人への明示	【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 ・窓口で対応する場合は、本人等に対し、口頭で説明することで本人等に明示する。 ・番号法第19条12号、同法施行令第26条により、租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請が行われるときに、特定個人情報の提供を受けることができる旨が明示されている。  【庁内連携により入手】 番号法第9条第2項において明示されている。  【他機関より入手】 地方税法第321条の7の3において明示されている。  【地方公共団体情報システム機構からの入手】 番号法第14条第2項により、本人確認情報の提供を求めることができる旨が明示されている。  【情報提供ネットワークシステムにより入手】 番号法第19条第7号において明示されている。	【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 ・窓口で対応する場合は、本人等に対し、口頭で説明することで本人等に明示する。 ・番号法第19条13号、同法施行令第26条により、租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請が行われるときに、特定個人情報の提供を受けることができる旨が明示されている。  【庁内連携により入手】 番号法第9条第2項において明示されている。  【他機関より入手】 地方税法第321条の7の3において明示されている。  【地方公共団体情報システム機構からの入手】 番号法第14条第2項により、本人確認情報の提供を求めることができる旨が明示されている。  【情報提供ネットワークシステムにより入手】 番号法第19条第7号において明示されている。	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。
平成29年7月13日	II-3.特定個人情報の入手・使用⑦使用の主体 使用部署	市民安全部市民室(津田・香里ヶ丘・北部支所を含む)	市民安全部市民室(各支所を含む)	事後	記載方法の変更であり、特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。
平成29年7月13日	II-3.特定個人情報の入手・使用⑨使用開始日	平成28年1月予定	平成28年1月4日	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。
平成29年7月13日	II-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託のうち委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	再委託は原則として認めないが、予め書面により市長の許諾を得た場合は、この限りではない。	再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。
平成29年7月13日	II-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託のうち委託事項5 ⑧再委託の許諾方法	再委託は原則として認めないが、予め書面により市長の許諾を得た場合は、この限りではない。	再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。
平成29年7月13日	II-5.特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[ ○ ] 提供を行っている ( 62 ) 件 [ ○ ] 移転を行っている ( 11 ) 件	[ ○ ] 提供を行っている ( 64 ) 件 [ ○ ] 移転を行っている ( 15 ) 件	事後	番号法別表第2項番の追加及び同法第19条第8号による提供件数の増加、事務の見直しによる移転先件数の増加であり、特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。
平成29年7月13日	II-5.特定個人情報の提供・移転のうち提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二	・同表の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、116、119の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の2、22条の3、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3) ・同表の29、71、115の項	事前	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しないが、任意に事前に提出。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	II-5.特定個人情報の提供・移転のうち提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。
平成29年7月13日	II-5.特定個人情報の提供・移転のうち提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。
平成29年7月13日	II-5.特定個人情報の提供・移転のうち提供先5 ③提供する情報	地方税関係情報であって、番号法第19条第8号の地方税条項で定めるもの	地方税関係情報であって、番号法第19条第9号の地方税条項で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。
平成29年7月13日	II-5.特定個人情報の提供・移転のうち提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。
平成29年7月13日	II-5.特定個人情報の提供・移転のうち提供先6 ③提供する情報	地方税関係情報であって、番号法第19条第8号の地方税条項で定めるもの	地方税関係情報であって、番号法第19条第9号の地方税条項で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。
平成29年7月13日	II-5.特定個人情報の提供・移転のうち提供先7 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第2 1項	番号法第19条第10号及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項に規定する別表第2の1の項(同条例施行規則第23条)	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。
平成29年7月13日	II-5.特定個人情報の提供・移転のうち提供先7 ③提供する情報	市町村民税情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。
平成29年7月13日	II-5.特定個人情報の提供・移転のうち提供先8	(新規追加)	番号法第19条第8号の条例事務関係情報照会者	事前	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しないが、任意に事前に提出。
平成29年7月13日	II-5.特定個人情報の提供・移転のうち提供先8 ①法令上の根拠	(新規追加)	・番号法第19条第8号	事前	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しないが、任意に事前に提出。
平成29年7月13日	II-5.特定個人情報の提供・移転のうち提供先8 ②提供先における用途	(新規追加)	医療費の助成に関する事務	事前	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しないが、任意に事前に提出。
平成29年7月13日	II-5.特定個人情報の提供・移転のうち提供先8 ③提供する情報	(新規追加)	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	事前	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しないが、任意に事前に提出。
平成29年7月13日	II-5.特定個人情報の提供・移転のうち提供先8 ④提供する情報の対象となる本人の数	(新規追加)	10万人以上100万人未満	事前	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しないが、任意に事前に提出。
平成29年7月13日	II-5.特定個人情報の提供・移転のうち提供先8 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(新規追加)	「②提供先における用途」に記載した事務において必要となる者	事前	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しないが、任意に事前に提出。
平成29年7月13日	II-5.特定個人情報の提供・移転のうち提供先8 ⑥提供方法	(新規追加)	[ ○ ]情報提供ネットワークシステム	事前	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しないが、任意に事前に提出。
平成29年7月13日	II-5.特定個人情報の提供・移転のうち提供先8 ⑦時期・頻度	(新規追加)	提供先の事務において必要な都度	事前	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しないが、任意に事前に提出。
平成29年7月13日	II-5.特定個人情報の提供・移転のうち移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項(1) 別表第1 第3条第2項(2) 番号法別表第2	・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の1、2、3、4、5、7、12、13、14、18、19、20の項(同条例施行規則第2条、3条、4条、5条、6条、8条、13条、14条、15条、19条、20条、21条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する別表第2の9、11、16、18、26、27、31、42、48、57、61、62、63、64、65、66、67、70、74、80、87、94、97、107、108、116の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、10条、12条、13条、19条、20条、22条、25条、26条の3、31条、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、44条、47条、49条、54条、55条、59条の2)	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	Ⅱ-6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p>&lt;枚方市における措置&gt; 入退出管理カードにより入退出管理を行っている施設された管理区域内に設置したサーバで管理する。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>&lt;枚方市における措置&gt; 入退出管理カードにより入退出管理を行っている施設された管理区域内に設置したサーバで管理する。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 書類は所定の施設可能な保管庫で保管する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	リスクを軽減させる変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年7月13日	Ⅱ-6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<p>&lt;枚方市における措置&gt; ①保存期間を超えたデータについて、システム機能にて完全に消去する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	<p>&lt;枚方市における措置&gt; ①保存期間を超えたデータについて、システム機能にて完全に消去する。 ②申請書等の書類は、保存年限の経過後、溶解して廃棄する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	事後	リスクを軽減させる変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年7月13日	Ⅱ-(別添2)ファイルの記録項目	略	(別添2)ファイルの記録項目のうち、208. 寄附金額を追加	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
平成29年7月13日	Ⅱ-(別紙1)番号法別表第二に掲げる事務	略	(別紙1)番号法別表第二に掲げる事務のうち番号法別表第二の項番38、85の2を追加	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携に関する変更であり、特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当する。
平成29年7月13日	Ⅱ-(別紙2)移転先一覧	略	(別紙2)移転先一覧 条例別表第1の1、2、3、4に係る移転を追加 番号法別表第2の項番31、9、70、16、97、18、61、62、94の移転先を修正し、同項番27の移転先を追加	事後	機構改革による部署の変更・事務の見直し及び脱語補正による移転先件数の増加であり、特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
平成29年7月13日	Ⅲ-2.特定個人情報の入手のうちリスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>(省略)</p> <p>・申請等の窓口において、届出・申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 ・届出・申請内容や本人の住所、氏名、生年月日等が相違ないか、個人住民税システムへの入力後、別の職員が届出・申請内容とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 ・申請者が本人及び同一の世帯以外の情報を誤って記載しないように、予め記入様式が定められた書面に必要事項のみを記入する方式とする。</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>2. 窓口対応など ・申請等の窓口において、届出・申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 ・届出・申請内容や本人の住所、氏名、生年月日等が相違ないか、個人住民税システムへの入力後、別の職員が届出・申請内容とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 ・申請者が本人及び同一の世帯以外の情報を誤って記載しないように、予め記入様式が定められた書面に必要事項のみを記入する方式とする。 ・個人住民税業務に関係のない unnecessary 書類は受け取らないよう、職員に対する教育を徹底する。もし、 unnecessary 書類を提出された場合は返却している。 ・課税資料が電子記録媒体で提出された場合、本市で受領すべきものかその内容を十分に確認し、本市分でない場合は返却している。</p> <p>(省略)</p>	事後	リスクを軽減させる変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年7月13日	Ⅲ-2.特定個人情報の入手のうちリスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>(省略)</p> <p>2. 窓口対応など ・申請書類等の様式を、本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書式にしている。また、記載要領も必要最小限の情報の記載となるようにしている。 ・個人住民税業務に関係のない unnecessary 書類は受け取らないよう、職員に対する教育を徹底する。もし、 unnecessary 書類を提出された場合は返却している。 ・課税資料が電子記録媒体で提出された場合、本市で受領すべきものかその内容を十分に確認し、本市分でない場合は返却している。</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>2. 窓口対応など ・申請書類等の様式を、本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書式にしている。また、記載要領も必要最小限の情報の記載となるようにしている。 ・個人住民税業務に関係のない unnecessary 書類は受け取らないよう、職員に対する教育を徹底する。もし、 unnecessary 書類を提出された場合は返却している。 ・課税資料が電子記録媒体で提出された場合、本市で受領すべきものかその内容を十分に確認し、本市分でない場合は返却している。 ・届出・申請内容や本人の住所、氏名、生年月日等が相違ないか、個人住民税システムへの入力後、別の職員が届出・申請内容とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。</p> <p>(省略)</p>	事後	リスクを軽減させる変更であるため、重要な変更には該当しない。



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	Ⅲ-2.特定個人情報の入手のうちリスク2 リスクに対する措置の内容	(省略) 2. 窓口対応など ・税情報の取得においては、関係法令の規定に基づき、書面で、本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は、必ず本人あるいは代理人の本人確認、及び委任状の確認を行うこととしており、必要最小限の提示を求め、住民に不必要な負担を負わせないようにしている。 ・システムを通じた入手を行う必要がある職員を特定し、ユーザIDとパスワードによる認証を行う。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法での入手を行うことができないように対策を実施している。 ・個人住民税業務に関係のない情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。 ・特定個人情報を入手する際は、利用目的を入手元に伝える。	(省略) 2. 窓口対応など ・税情報の取得においては、関係法令の規定に基づき、書面で、本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は、必ず本人あるいは代理人の本人確認、及び委任状の確認を行うこととしており、必要最小限の提示を求め、住民に不必要な負担を負わせないようにしている。 ・システムを通じた入手を行う必要がある職員を特定し、ユーザIDとパスワードによる認証を行う。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法での入手を行うことができないように対策を実施している。 ・システムログを取得する等して、情報の取扱状況を記録していることを職員に周知することにより、権限のない職員による情報の取扱いを抑制する。 ・個人住民税業務に関係のない情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。 ・特定個人情報を入手する際は、利用目的を入手元に伝える。	事後	リスクを軽減させる変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年7月13日	Ⅲ-2.特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	特に無し	・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめ、不要になったときは、シュレッダー等の復元不可能な方法により、直ちに廃棄する。 ・スクリーンセーバーを利用し、離席したときも情報を覗けないようにする。	事後	リスクを軽減させる変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年7月13日	Ⅲ-3.特定個人情報の使用のうちリスク2 その他の措置の内容	特に無し	システム画面を表示中に離席する場合は、システムからログオフする。	事後	リスクを軽減させる変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年7月13日	Ⅲ-3.特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバー等を利用して、離席したときも情報を覗けないようにする。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバー等を利用して、離席したときも情報を覗けないようにする。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめ、不要になったときは、シュレッダー等の復元不可能な方法により直ちに廃棄する。	事後	リスクを軽減させる変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年7月13日	Ⅲ-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 具体的な制限方法	・委託事業者と、個人情報保護に関する覚書を交わす。 ・個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。再委託先も同様に扱う。 ・事前に申請許可された者以外はアクセスできないよう制御し、業務上必要最低限に限定したシステム操作の権限を与えている。 ・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。	・委託事業者と、特定個人情報保護に関する覚書を交わす。 ・個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。再委託先も同様に扱う。 ・事前に申請許可された者以外はアクセスできないよう制御し、業務上必要最低限に限定したシステム操作の権限を与えている。 ・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
平成29年7月13日	Ⅲ-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	【ルールの内容】 ・許諾の無い再委託は禁止する。許諾する場合、通常の委託先と同様のルールで行うこと、また、個人情報保護に係る誓約書を提出するように求める。 【ルール遵守の確認方法】 委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば当市職員が現地調査している。	【ルールの内容】 ・再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。また、個人情報保護に係る誓約書を提出するように求める。 【ルール遵守の確認方法】 委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば当市職員が現地調査している。	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	Ⅲ-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>【ルールの内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報保護に関する覚書及びこれに基づく個人情報に係る管理規定において、個人情報の管理や目的外使用等の禁止、複製の禁止、提供資料の返還または廃棄、検査への受託義務、事故報告義務、再委託の禁止、解除事由への該当性の認定について、定めている。</li> </ul> <p>【ルール遵守の確認方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先に提供する際、日付及び件数を記録した受け渡しの確認印を押し印してもらい、当市の上長がそれを確認する。また、日常運用において、ルールが遵守されていることを定期的にチェックする。</li> </ul>	<p>【ルールの内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先との間で、以下の事項を委託先に義務付ける「特定個人情報保護に関する覚書」を交換する。</li> <li>・番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員の特任・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方市特定個人情報の安全管理に関する規定に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施・覚書に違反する行為の契約解除事由への該当</li> </ul> <p>【ルール遵守の確認方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先に提供する際、日付及び件数を記録した受け渡しの確認印を押し印してもらい、当市の上長がそれを確認する。また、日常運用において、ルールが遵守されていることを定期的にチェックする。</li> </ul>	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
平成29年7月13日	Ⅲ-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>【ルールの内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護に関する覚書の、提供資料の返還又は廃棄の項において、廃棄方法や、事前に書面で承認を得ること、廃棄完了後の報告、本市の立会いに応じることを定めている。</li> </ul> <p>【ルール遵守の確認方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて、破棄、消去の方法、完了日等報告させ、必要があれば当市職員が現地調査することも可能とする。</li> </ul>	<p>【ルールの内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報保護に関する覚書の、提供資料の返還又は廃棄の項において、廃棄方法や、事前に書面で承認を得ること、廃棄完了後の報告、本市の立会いに応じることを定めている。</li> </ul> <p>【ルール遵守の確認方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて、破棄、消去の方法、完了日等報告させ、必要があれば当市職員が現地調査することも可能とする。</li> </ul>	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
平成29年7月13日	Ⅲ-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	<p>個人情報保護に関する覚書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例等の遵守、秘密の保持、本市の個人情報に係る管理規定に基づく個人情報の管理等、目的外使用等の禁止、複製の禁止、提供資料の返還または廃棄、枚方市の検査への応諾義務、事故報告義務、再委託の禁止、解除事由への該当性の認定</li> </ul> <p>個人情報に係る管理規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業責任者等の設置等、個人情報の保護に関する誓約書の提出、システム導入等の作業場所におけるの遵守事項、個人情報の管理、サーバ室での作業におけるの遵守事項、個人情報の受渡しに係る記録、緊急時対応計画の策定</li> </ul>	委託先との間で、以下の事項を委託先に義務付ける「特定個人情報保護に関する覚書」を交換する。番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員の特任・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方市特定個人情報の安全管理に関する規定に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施・覚書に違反する行為の契約解除事由への該当	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
平成29年7月13日	Ⅲ-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	許諾のない再委託は禁止する。許諾する場合、通常の委託先と同様のルールで行うことを求める。	再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
平成29年7月13日	Ⅲ-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・サーバ室で受託業者が作業する場合は、市民税課職員が立ち会う。	・サーバ室で受託業者が作業する場合は、市民税課職員が立ち会う。 ・委託先従業員が職員の許可を得ずに外部記憶媒体をサーバ室に持ち込む事を禁止するとともに、スマートフォン等については一切の持込を禁止する。	事後	リスクを軽減させる変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年7月13日	Ⅲ-5.特定個人情報ファイルの提供・移転のうちリスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	庁内連携システムを利用した情報の移転は全て記録を残している。	庁内連携システムを利用した情報の移転は、日時、利用者、操作内容など記録を残している。	事後	リスクを軽減させる変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年7月13日	Ⅲ-5.特定個人情報ファイルの提供・移転のうちリスク3 リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携システムでは本業務で保有する情報を全て連携することは行わず、移転元から承認された情報しか移転できないよう、仕組みとして担保されている。</li> <li>・また、決められた提供・移転先のみしか情報の提供・移転ができない仕組みとなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携システムでは本業務で保有する情報を全て連携することは行わず、移転元から承認された情報しか移転できないよう、仕組みとして担保されている。</li> <li>・また、決められた提供・移転先のみしか情報の提供・移転ができない仕組みとなっている。</li> <li>・書類の持ち出し、送達が必要な場合は、送達先、持ち出し対象者の確認の徹底、封かん、追跡可能な移送手段を利用する。</li> </ul>	事後	リスクを軽減させる変更であるため、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	Ⅲ-6.情報提供ネットワークシステムとの接続のうちリスク1に対する措置の内容	<p>&lt;枚方市における措置&gt; 番号法等の規定に基づき認められている範囲内においてのみ特定個人情報の照会を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会、及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>&lt;枚方市における措置&gt; 番号法等の規定に基づき認められている範囲内においてのみ特定個人情報の照会を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会、及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条7号及び8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
平成29年7月13日	Ⅲ-6.情報提供ネットワークシステムとの接続のうちリスク7に対する措置の内容	<p>&lt;枚方市における措置&gt; 団体内統合宛名システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することは行わず、番号法の規定に基づき認められる情報のみを提供する仕組みとしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により、情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能</p>	<p>&lt;枚方市における措置&gt; 団体内統合宛名システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することは行わず、番号法の規定に基づき認められる情報のみを提供する仕組みとしている。 また、中間サーバーへの連携は適切な頻度で行い、その正確性を担保する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により、情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能</p>	事後	リスクを軽減させる変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年7月13日	Ⅲ-7.特定個人情報の保管・消去のうちリスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p>&lt;枚方市における措置&gt; ・サーバーの盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。また、設置場所への入退はICカードにより記録している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーに無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p>&lt;枚方市における措置&gt; ・サーバーの盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。また、設置場所への入退はICカードにより記録している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーに無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
平成29年7月13日	Ⅲ-7.特定個人情報の保管・消去のうちリスク3 消去手順手順の内容	<p>・保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、個人住民税システムの処理にて消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、手順書等に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去する。 ・紙帳票については、帳票管理簿等を作成し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。また、廃棄時には、規程に基づき、廃棄を行うとともに、廃棄文書日録を残す。</p>	<p>・保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、個人住民税システムの処理にて消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、手順書等に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去する。 ・紙帳票については、帳票管理簿等を作成し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。また、廃棄時には、規程に基づき、溶解処理による廃棄を行うとともに、廃棄文書日録を残す。</p>	事後	リスクを軽減させる変更であるため、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	Ⅲ-7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	特に無し	・サーバが設置されている管理区域に委託業者によるスマートフォンなどの持ち込みは禁止しており、また、外部記憶媒体についても許可制としている。	事後	リスクを軽減させる変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年7月13日	Ⅳ-1.監査 ②監査 具体的な内容	<p>&lt;枚方市における措置&gt; 枚方市情報セキュリティポリシーに基づき、枚方市の情報セキュリティ委員会が策定した年度監査計画に従い、内部監査員が以下の観点による情報セキュリティ内部監査を行っている。なお、内部監査員は過去に業務システムの運用を担当したことのある者等、比較的IT知識の高い職員の中から毎年選定し、監査の経験者と未経験者を組み合わせる等により知識の継承を図っている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	<p>&lt;枚方市における措置&gt; 枚方市情報セキュリティポリシーに基づき、枚方市の情報セキュリティ委員会が策定した年度監査計画に従い、内部監査員が以下の観点による情報セキュリティ内部監査を行っている。なお、内部監査員は過去に業務システムの運用を担当したことのある者等、比較的IT知識の高い職員の中から毎年選定し、監査の経験者と未経験者を組み合わせる等により知識の継承を図っている。</p> <p>また、マイナンバー監査実施要項に基づき、マイナンバー監査を実施している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
平成29年7月13日	Ⅳ-2.従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p>&lt;枚方市における措置&gt; ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、個人情報保護に関する覚書を交わし、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。</p>	<p>&lt;枚方市における措置&gt; ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、特定個人情報保護に関する覚書を交わし、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。</p>	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
平成29年7月13日	Ⅵ-2.国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成27年7月13日(月)から平成27年8月11日(火)・30日間	平成29年6月1日(木)から平成29年6月30日(金)・30日間	事後	今回の全項目評価再実施にかかる住民からの意見の聴取実施期間
平成31年3月29日	Ⅱ-(別添2)ファイルの記録項目	略	(別添2)ファイルの記録項目のうち、209受取方法と210通知先メールアドレスを追加	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
平成31年3月29日	Ⅰ-6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【提供】 ・同表の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、116、119の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の2、22条の3、23条、24条、24条の3、24条の4、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3) ・同表の29、71、115の項 ・番号法第19条第8号</p>	<p>【提供】 ・同表の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、116、119の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の3、24条の4、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3) ・同表の29、71、115の項 ・番号法第19条第8号</p>	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
平成31年3月29日	Ⅰ-7.評価実施機関における担当部署	②所属長 岩崎 修二	②所属長の役職名 市民税課長	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
平成31年3月29日	Ⅱ-3.特定個人情報の入手・使用⑤本人への明示	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 ・番号法第19条13号、同法施行令第26条により、租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請が行われるときに、特定個人情報の提供を受けることができる旨が明示されている。</p>	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 ・番号法第19条14号、同法施行令第26条により、租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請が行われるときに、特定個人情報の提供を受けることができる旨が明示されている。</p>	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	・同表の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、116、119の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の2、22条の3、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3) ・同表の29、71、115の項	・同表の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、116、119の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3) ・同表の29、71、115の項	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。
平成31年3月29日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	・委託事業者と、特定個人情報保護に関する覚書を交わす。	・委託事業者に、個人情報保護に関する特記仕様書を提示する。	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。
平成31年3月29日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託元と委託先間の提供に関するルール 内容及びルール遵守の確認方法	【ルールの内容】 ・委託先との間で、以下の事項を委託先に義務付ける「特定個人情報保護に関する覚書」を交換する。 ・番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員の特定・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方市特定個人情報の安全管理に関する規定に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施・覚書に違反する行為の契約解除事由への該当	【ルールの内容】 ・委託先に対して、以下の事項を義務付ける「個人情報保護に関する特記仕様書」を提示する。 ・番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員の特定・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方市保有個人情報安全管理規程に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施・特記仕様書に違反する行為の契約解除事由への該当	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。
平成31年3月29日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	委託先との間で、以下の事項を委託先に義務付ける「特定個人情報保護に関する覚書」を交換する。番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方市特定個人情報の安全管理に関する規定に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施・覚書に違反する行為の契約解除事由への該当	委託先に対して、以下の事項を義務付ける「個人情報保護に関する特記仕様書」を提示する。番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方市保有個人情報安全管理規程に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施・特記仕様書に違反する行為の契約解除事由への該当	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。
平成31年3月29日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	【ルールの内容】 特定個人情報保護に関する覚書の、提供資料の返還又は廃棄の項において、廃棄方法や、事前に書面で承認を得ること、廃棄完了後の報告、本市の立会いに応じることを定めている。  【ルール遵守の確認方法】 委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて、破棄、消去の方法、完了日等報告させ、必要があれば当市職員が現地調査することも可能とする。	【ルールの内容】 個人情報保護に関する特記仕様書の、提供資料の返還又は廃棄の項において、廃棄方法や、事前に書面で承認を得ること、廃棄完了後の報告、本市の立会いに応じることを定めている。  【ルール遵守の確認方法】 委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて、破棄、消去の方法、完了日等報告させ、必要があれば当市職員が現地調査することも可能とする。	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	Ⅲ-7特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<p>&lt;枚方市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォール・不正侵入防止装置(IPS)を設置している。</li> <li>・インターネットとつながらないようにネットワークをファイアウォールで切断している。</li> <li>・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。</li> <li>・OSには必要に応じてパッチ適用を実施している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>&lt;枚方市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットとつながらないようにネットワーク環境を切断している。</li> <li>・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。</li> <li>・OSには必要に応じてパッチ適用を実施している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更該当しない。
平成31年3月29日	V 開示請求、問合せ ②請求方法	枚方市特定個人情報保護条例に基づき、自己情報の開示等請求を受け付ける。	枚方市個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の開示等請求を受け付ける。	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更該当しない。
平成31年3月29日	V 開示請求、問合せ ③手数料等	手数料額：自己情報の閲覧に係る手数料は無料だが、その写しの作成や郵送を希望する場合は、請求者の負担となる。	手数料額：保有個人情報の閲覧に係る手数料は無料だが、その写しの作成や郵送を希望する場合は、請求者の負担となる。	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更該当しない。
平成31年3月29日	(別添1)事務の内容 図	記載なし	図中に「①申告特例通知書【紙・電子】」を追加	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更該当しない。
平成31年3月29日	(別添1)事務の内容 (備考)	①課税資料(確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書、住民税申告書)を受け、個人住民税システムへ取り込む。課税資料を取り込むにあたり、紙資料については、データ入力委託業者にて電子データ化を行う。確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書の一部は国税連携システム、eL TAXを介してそれぞれ電子データとして收受する。これらの課税資料には個人番号が含まれる。	①課税資料(確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書、住民税申告書)を受け、個人住民税システムへ取り込む。課税資料を取り込むにあたり、紙資料については、データ入力委託業者にて電子データ化を行う。確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書の一部は国税連携システム、eL TAXを介してそれぞれ電子データとして收受する。これらの課税資料には個人番号が含まれる。	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更該当しない。
	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第1の16の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条)</p> <p>・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の9の項(同条例施行規則第10条)</p> <p>・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する別表第2の27の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条)</p> <p>・同法第9条第5項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p> <p>以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第1の16の項</p> <p>・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の9の項(同条例施行規則第10条)</p> <p>・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する別表第2の27の項</p> <p>・同法第9条第5項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p> <p>以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。</p>	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更該当しない。
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	<p>【照会】</p> <p>・番号法別表第2の27の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条)</p> <p>【提供】</p> <p>・同表の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、116、119の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3)</p> <p>・同表の29、71、115の項</p> <p>・番号法第19条第8号</p>	<p>【照会】</p> <p>・番号法別表第2の27の項</p> <p>【提供】</p> <p>・同表の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項</p> <p>番号法第19条第9号</p>	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	枚方市役所 財務部 税務室 市民税課	枚方市 市民生活部 税務室 市民税課	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更該当しない。
	I 基本情報(別添1)事務の内容	略	別添1のデータフローのうち、①申告特例通知書受理に係る経由システムをeLTAXへ変更。 ③給与特別徴収税額通知書【紙】を“個人情報を含まない情報の流れ”へ変更。 ⑧他課用賦課データ【電子】を“個人情報を含まない情報の流れ”へ変更。	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更該当しない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	枚方市役所 財務部 税務室 市民税課	枚方市役所 市民生活部 税務室 市民税課	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更該当しない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元※	評価実施機関内の他部署 (市民室、介護保険課、国民健康保険室、生活福祉室)	評価実施機関内の他部署 (市民課、長寿・介護保険課、国民健康保険課、後期高齢者医療課、生活福祉課)	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更該当しない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 給与支払報告書、確定申告書、公的年金支払報告書、住民税申告書 1年を通じて入手 ※入手の大部分は、毎年1月～5月頃に集中(課税資料の法定提出期限の関係から)  【庁内連携により入手】 ・住民の個人番号 住民基本台帳システムで異動した際に連携し、都度入手 ・年金特徴対象者情報 毎年5月、7月 ・年金特徴の対象者でなくなった者(死亡・転出)に関するデータ 月1回 ・介護・国保・後期高齢保険料納付額、生活扶助データ 毎年1月  【他機関より入手】 年金特別徴収対象者情報 毎年5月、特別徴収税額通知の処理結果通知 毎年9月、特別徴収処理停止通知の処理結果通知 月1回、特別徴収結果通知 隔月(年金支払者より入手)  【地方公共団体情報システム機構からの入手】 ・調査事務が必要になった都度入手  【情報提供ネットワークシステムにより入手】 ・調査事務が必要になった都度入手	【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 給与支払報告書、確定申告書、公的年金支払報告書、住民税申告書 1年を通じて入手 ※入手の大部分は、毎年1月～5月頃に集中(課税資料の法定提出期限の関係から)  【庁内連携により入手】 ・住民の個人番号 住民基本台帳システムで異動した際に連携し、都度入手 ・年金特徴の対象者でなくなった者(死亡・転出)に関するデータ 月1回 ・介護・国保・後期高齢保険料納付額、生活扶助データ 毎年1月  【他機関より入手】 年金特別徴収対象者情報 毎年5月・7月、特別徴収税額通知の処理結果通知 毎年9月、特別徴収処理停止通知の処理結果通知 月1回、特別徴収結果通知 隔月(年金支払者より入手)  【地方公共団体情報システム機構からの入手】 ・調査事務が必要になった都度入手  【情報提供ネットワークシステムにより入手】 ・調査事務が必要になった都度入手	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更該当しない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 ・窓口で対応する場合は、本人等に対し、口頭で説明することで本人等に明示する。 ・番号法第19条15号、同法施行令第26条により、租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請が行われるときに、特定個人情報の提供を受けることができる旨が明示されている。  【庁内連携により入手】 番号法第9条第2項において明示されている。  【他機関より入手】 地方税法第321条の7の3において明示されている。  【地方公共団体情報システム機構からの入手】 番号法第14条第2項により、本人確認情報の提供を求めることができる旨が明示されている。  【情報提供ネットワークシステムにより入手】 番号法第19条第7号において明示されている。	【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 ・窓口で対応する場合は、本人等に対し、口頭で説明することで本人等に明示する。 ・番号法第19条14号、同法施行令第26条により、租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請が行われるときに、特定個人情報の提供を受けることができる旨が明示されている。  【庁内連携により入手】 番号法第9条第2項において明示されている。  【他機関より入手】 地方税法第321条の7の3において明示されている。  【地方公共団体情報システム機構からの入手】 番号法第14条第2項により、本人確認情報の提供を求めることができる旨が明示されている。  【情報提供ネットワークシステムにより入手】 番号法第19条第8号において明示されている。		特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更該当しない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署※	財務部税務室市民税課、市民安全部市民室(各支所を含む)	枚方市市民生活部税務室市民税課、市民生活部市民室地域サービス課(各支所を含む)、市民生活部市民室市民課	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更該当しない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法※	1. 賦課事務 ・確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 2. 通知事務 ・納税通知書等に個人番号を出力し、納税義務者へ送付する。 3. 情報照会・提供事務 ・納税義務者の居住する市町村以外に居住する扶養親族等について、所得情報、扶養関係情報等を確認して扶養是正、非課税判定等を行うために、情報提供ネットワークシステムを利用する。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた所得情報、扶養関係情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。	1. 賦課事務 ・確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 2. 情報照会・提供事務 ・納税義務者の居住する市町村以外に居住する扶養親族等について、所得情報、扶養関係情報等を確認して扶養是正、非課税判定等を行うために、情報提供ネットワークシステムを利用する。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた所得情報、扶養関係情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法※ 情報の統合※	・上記項目1、2については、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 ・上記項目3については、符号で紐付けて使用する。	・上記項目1については、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 ・上記項目2については、符号で紐付けて使用する。	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無※	( 5 )件	( 4 )件	事後	リスクを軽減させる変更であるため、重要な変更には該当しない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	個人住民税納税通知書等の作成及び封入・封緘業務	削除 (以降の委託事務項番繰り上げ)	事後	リスクを軽減させる変更であるため、重要な変更には該当しない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	地方税の電子申告に関連して、一般社団法人地方税電子化協議会が運営するeLTXポータルセンタと連携し、LGVAN回線を利用して、本市に設置する端末と委託業者が運営するサービスセンタ内に設置されたサーバと接続して、電子申告システム・年金特微システム・国税連携システムの照会・検索・保管等を行う。	地方税の電子申告に関連して、地方税共同機構が運営するeLTXポータルセンタと連携し、LGVAN回線を利用して、本市に設置する端末と委託業者が運営するサービスセンタ内に設置されたサーバと接続して、電子申告システム・年金特微システム・国税連携システムの照会・検索・保管等を行う。	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	・同表の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、116、119の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3) ・同表の29、71、115の項	・同表の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑦時期・頻度	・電子記録媒体及びeLTX 5月 ・紙 地方税関係情報の変更・決定が発生した都度、随時	・電子記録媒体及びeLTX 5月	事後	リスクを軽減させる変更であるため、重要な変更には該当しない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5 ③提供する情報	地方税関係情報であって、番号法第19条第9号の地方税条項で定めるもの	地方税関係情報であって、番号法第19条第10号の地方税条項で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先6 ③提供する情報	地方税関係情報であって、番号法第19条第9号の地方税条項で定めるもの	地方税関係情報であって、番号法第19条第10号の地方税条項で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7	教育委員会 学校教育部 学務課	教育委員会 学校教育部 学校支援課	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第10号及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項に規定する別表第2の1の項	番号法第19条第11号及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項に規定する別表第2の1の項	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先8	番号法第19条第8号の条例事務関係情報照会者	番号法第19条第9号の条例事務関係情報照会者	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1～9	別紙2	全項目評価書内の様式にあわせて記載変更	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている( 64 )件 移転を行っている( 1 )件	提供を行っている( 8 )件 移転を行っている( 9 )件	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	・窓口において、対面で個人番号カード、通知カードと運転免許証、または旅券等の提示を受けて、本人確認を行う。 ・代理人の場合は、まずは代理人の運転免許証、または旅券等の提示を受けて、代理人の本人確認を行う。次に、本人の個人番号カード、通知カードと運転免許証、または旅券等の提示を受けて、本人の個人番号の確認を行う。そして、委任状など代理権を証する書類を確認する。代理人が税理士である場合には、税務代理権限証書と税理士名簿に記載されている事項等を確認する。	・窓口において、対面で個人番号カード等と運転免許証、または旅券等の提示を受けて、本人確認を行う。 ・代理人の場合は、まずは代理人の運転免許証、または旅券等の提示を受けて、代理人の本人確認を行う。次に、本人の個人番号カード等と運転免許証、または旅券等の提示を受けて、本人の個人番号の確認を行う。そして、委任状など代理権を証する書類を確認する。代理人が税理士である場合には、税務代理権限証書と税理士名簿に記載されている事項等を確認する。	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更該当しない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード、通知カードと運転免許証、または旅券等の提示を受け、既に登録された宛名情報の基本4情報と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性確認する。 ・個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、庁内連携システムにおいて職員が本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	・個人番号カード等と運転免許証、または旅券等の提示を受け、既に登録された宛名情報の基本4情報と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性確認する。 ・個人番号カード等の提示がない場合には、庁内連携システムにおいて職員が本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更該当しない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限していない]	[制限している]	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更該当しない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	＜枚方市における措置＞ 番号法等の規定に基づき認められている範囲内においてのみ特定個人情報の照会を行う。  ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。  (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会、及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第7号及び第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	＜枚方市における措置＞ 番号法等の規定に基づき認められている範囲内においてのみ特定個人情報の照会を行う。  ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。  (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会、及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第8号及び第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更該当しない。
	Ⅳ その他のリスク対策※ 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	＜枚方市における措置＞ ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、特定個人情報保護に関する覚書を交わし、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。  ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	＜枚方市における措置＞ ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、特定個人情報保護に関する特記仕様書を交わし、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。  ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更該当しない。
	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更該当しない。
	Ⅴ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報のファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 財務部 税務室 市民税課	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 市民生活部 税務室 市民税課 072-841-1353	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更該当しない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	略	別紙1のとおり	事後	特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更該当しない。

(別紙1) 番号法別表第二に掲げる事務

No	番号法別表第2項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
1	1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。))又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。))であって主務省令で定めるもの
2	2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
3	3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
4	4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
5	6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
6	8	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。))であって主務省令で定めるもの
7	9	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
8	11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
9	16	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
10	18	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
11	20	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
12	23	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

## (別紙1) 番号法別表第二に掲げる事務

No	番号法別表第2項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
13	26	都道府県知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
14	27	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
15	28	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
16	29	厚生労働大臣又は共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
17	30	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
18	31	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
19	34	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
20	35	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
21	37	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
22	38	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
23	39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
24	40	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

## (別紙1) 番号法別表第二に掲げる事務

No	番号法別表第2項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
25	42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
26	48	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
27	53	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
28	54	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
29	57	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主務省令で定めるもの
30	58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
31	59	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
32	61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
33	62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
34	63	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
35	64	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
36	65	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
37	66	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
38	67	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

## (別紙1) 番号法別表第二に掲げる事務

No	番号法別表第2項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
39	70	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
40	71	厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
41	74	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
42	80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
43	84	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
44	85の2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
45	87	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
46	91	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
47	92	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
48	94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
49	97	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

## (別紙1) 番号法別表第二に掲げる事務

No	番号法別表第2項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
50	101	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
51	102	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
52	103	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
53	106	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの
54	107	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
55	108	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
56	113	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
57	114	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
58	115	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

(別紙1) 番号法別表第二に掲げる事務

No	番号法別表第2項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
59	116	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
60	117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
61	120	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの